海上保安庁

（舞鶴海上保安部宮津海上保安署長）海上保安官　村上　正彦
境海上保安部付に配置換する
（敦賀海上保安部小浜海上保安署長）同　今村　喜好
舞鶴海上保安部宮津海上保安署長に配置換する
宮津港長を命ずる
（第八管区海上保安本部警備救難部刑事課鑑識官）同　田中　滋
敦賀海上保安部小浜海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（舞鶴海上保安部宮津海上保安署次長）同　西村　公男
宮津港長を免ずる（以上二月三日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　豊田　建夫
越谷簡易裁判所判事に補する
同　湯川　哲嗣
尼崎簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　香川　徹也
最高裁判所事務総局刑事局参事官を命ずる
さいたま家庭裁判所判事補兼さいたま地方裁判所判事補・さいたま簡易裁判所判事　森里　紀之
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
越谷簡易裁判所判事　松尾　憲治
東京簡易裁判所判事に補する（以上二月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月四日スリランカ国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年二月七日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　諏訪瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十四年二月二十九日　午後二時から
三　場所　諏訪市文化センター第一集会室（長野県諏訪市湖岸通り五丁目十二番十八号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び諏訪瓦斯株式会社（長野県諏訪市小和田南十七番五号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「諏訪瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年二月十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「諏訪瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年二月十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）
（郵便番号）
住所
（電話番号）
職業

諏訪瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

二月三日（金）
○国会提出案件（抜粋）
一、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成二十三年）について（決定）（法務省・警察庁・厚生労働省・国土交通省）
一、平成二十二年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告について（決定）（農林水産省）
一、平成二十二年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告について（決定）（国土交通省）
○法律案
一、地域再生法の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房・財務省）
一、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房）
一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（外務省）
一、国民健康保険法の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働省・財務省）

公告

諸事項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７１１５４号

東京都千代田区西神田１丁目３番４号
申立人　社会福祉法人千代田区社会福祉協議会
本籍東京都千代田区東神田３丁目１番地、最後の住所東京都千代田区神田淡路町２丁目８番地１、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日平成22年11月９日、出生の場所東京府豊多摩郡渋谷町、出生年月日昭和２年８月17日、職業不詳
被相続人　亡　古田土政子
事務所東京都千代田区九段北４丁目１番３号飛栄九段北ビル10階ＬＭ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高田　千早
東京家庭裁判所